

令和4年6月20日

荒天等による訓練休講に係る取扱いについて

島根職業能力開発促進センター

荒天等による訓練休講に係る取扱いが以下のとおり変更となりますので、よろしくお願いいたします。

次の(1)～(4)の場合は、下記の取扱いとします。

- (1) 松江市内に大雨又は大雪の特別警報が発令されている場合
- (2) 松江市内に暴風雪警報が発令されている場合
- (3) 松江市内に大雨警報と暴風警報が同時に発令されている場合
- (4) 訓練実施場所に避難指示が発令されている場合、または地震等の発生により訓練の実施が困難な場合

記

- ① 午前7時の時点で発令又は復旧されていない 午前休講(3限目まで)
- ② 午前10時30分の時点で発令又は復旧されていない 午後も休講で1日休講
- ③ 午前10時30分の時点で発令が解除又は復旧した 午後からの訓練実施

以上

(注意事項)

- ・ 訓練休の連絡は、ポリテクセンター島根からは行いません。
- ・ 訓練休の確認を受講者が行いたい時は、職員が出勤可能な状況な場合午前8時より電話にて受付しますが、原則は本人にて気象情報の確認(気象庁のHP)をお願いします。
- ・ 午前10時30分で発令が解除されている場合は、午前10時30分以降に訓練開始をHPに掲載します。

(その他)

※訓練実施中に上記対象警報が発令された場合、または発令が予想される場合は、公共交通機関の運行状況、道路の状況などを考慮したうえで訓練休とする場合があります。

また、悪天候(大雪等)により翌日の訓練実施が困難となることが想定される場合についても翌日を訓練休とする場合があります。

※訓練受講者は、天候や公共交通機関の運行状況、道路状況等により、各自の居住地域とポリテク間において通所または帰宅が困難となることが想定される場合は、安全第一とし各自の判断によって、通所するまたは帰宅する等の行動をとってください。

なお、訓練を欠席した間の雇用保険等給付についてはハローワークの判断によります。